

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第58号

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

県立病院等事業の設置等に関する条例（昭和25年岩手県条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
病 院		附 属 診 療 所		病 院		附 属 診 療 所	
名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置
岩手県立中央病院	[略]			岩手県立中央病院	[略]	<u>沼宮内地域診療センター</u>	岩手郡岩手町
						<u>南山形診療所</u>	岩手郡岩手町
紫波地域診療センター	[略]	紫波地域診療センター	[略]				
[略]		[略]					
[略]				[略]			
岩手県立二戸病院	[略]			岩手県立二戸病院	[略]		
岩手県立沼宮内病院	岩手郡岩手町	<u>南山形診療所</u>	岩手郡岩手町				
岩手県立東和病院	[略]			岩手県立東和病院	[略]		
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。